



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

〔省 令〕

○民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令（総務六八）

○森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同六九）

〔官庁報告〕

法 務

決定（最高裁判所）

〔公 告〕

諸 事 項

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

令和二年度日本放送協会貸借対照表及び損益計算書、税理士登録者関係

地方公共団体

行旅死亡人関係

会社その他

会社決算公告

八四 八三 七 三 五 三 一

○総務省令第六十八号

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第四項第二号、第九条第二号ロ及び第十二条第三項の規定に基づき、民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年七月十三日

総務大臣 武田 良太

省

令

民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令
民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後		改 正 前	
（一般信書便役務の四日以内の送達日数に算入しない日） 第二条 法第二條第四項第二号の総務省令で定める日は、次の各号に掲げる日とする。 〔一 略〕 二 法第六條の許可に係る事業計画において一般信書便事業者が一般信書便物の配達の業務を行わないこととする毎週一日又は二日特定の曜日がある場合にあっては、当該曜日（祝日法による休日及び前号に掲げる日を除く。） （一般信書便物を四日を超えて送達する地域及び当該地域における送達日数） 第三条 法第二條第四項第二号の総務省令で定める地域及び日数は、次の各号に掲げる地域の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。 一 一日に一回以上信書便物の送達に利用できる交通手段がない離島（本州、北海道、四国、九州及び沖縄の本島との間を連絡する道路が整備されていない島をいう。次号において同じ。） 十五日 二 前号以外の離島 六日（祝日法による休日及び前条各号に掲げる日の日数は、算入しない。）（信書便物の配達の方法の基準） 第十条 法第九條第二号ロの総務省令で定める基準は、次のとおりとする。 一 一次に掲げる日を除き、一日に一回以上一般信書便物の配達を行うことができること。 〔イ・ロ 略〕 ハ 一般信書便事業者が一般信書便物の配達の業務を行わないこととする毎週一日又は二日特定の曜日がある場合にあっては、当該曜日（イ及びロに掲げる日を除く。） 二 特に交通困難であるため周年又は一定期間内宛て所への配達の方法により信書便物を配達することができない地域に宛てて差し出された場合その他の相当の事由がある場合を除き、一般信書便物をその宛て所に配達することができること。 （軽微な変更の届出） 第十三條 法第十二條第三項の総務省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更は、次のとおりとする。 〔一・二 略〕 三 祝日法による休日及び年末年始の休日の範囲内における一般信書便物の配達の業務を行わないこととする日の変更並びに一般信書便物の配達の業務を行わないこととする毎週一日又は二日特定の曜日の変更 〔四・五 略〕 〔2 略〕		（一般信書便役務の三日以内の送達日数に算入しない日） 第二条 〔同上〕 〔一 同上〕 二 法第六條の許可に係る事業計画において一般信書便事業者が一般信書便物の配達の業務を行わないこととする毎週一日特定の曜日がある場合にあっては、当該曜日（祝日法による休日及び前号に掲げる日を除く。） （一般信書便物を三日を超えて送達する地域及び当該地域における送達日数） 第三条 〔同上〕 〔同上〕 一 一日に一回以上信書便物の送達に利用できる交通手段がない離島（本州、北海道、四国、九州及び沖縄の本島との間を連絡する道路が整備されていない島をいう。次号において同じ。） 二週間 二 前号以外の離島 五日（祝日法による休日及び前条各号に掲げる日の日数は、算入しない。）（信書便物の配達の方法の基準） 第十条 〔同上〕 〔同上〕 〔イ・ロ 同上〕 ハ 一般信書便事業者が一般信書便物の配達の業務を行わないこととする毎週一日特定の曜日がある場合にあっては、当該曜日（イ及びロに掲げる日を除く。） 二 特に交通困難であるため周年又は一定期間内宛て所への配達の方法により信書便物を配達することができない地域に宛てて差し出された場合その他の相当の事由がある場合を除き、一般信書便物をその宛て所に配達することができること。 （軽微な変更の届出） 第十三條 〔同上〕 〔同上〕 〔一・二 同上〕 三 祝日法による休日及び年末年始の休日の範囲内における一般信書便物の配達の業務を行わないこととする日の変更並びに一般信書便物の配達の業務を行わないこととする毎週一日特定の曜日の変更 〔四・五 同上〕 〔2 同上〕	

様式第1（第5条関係）	
一般信書便事業許可申請書	
年 月 日	
総務大臣 殿	
(ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名 を記載すること。)	
民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号。以下「法」という。）第6条の規定により、一般信書便事業の許可を受けたいので、次のとおり申請します。	
1 事業計画	
〔1〕 略	
(2) 信書便物の配達の方法	
イ 一般信書便物の配達の方法を行わないこととする日がある場合にあっては、当該日 注 「国民の祝日に関する法律に規定する休日」、「12月29日から翌年の1月3日まで」、「土曜日及び日曜日」のように記載すること。	
ロ 一般信書便物をその定所に配達しない地域その他の条件がある場合にあっては、当該条件及びその場合の配達の方法 注 当該条件が複数ある場合は、その条件ごとに配達の方法を記載すること。	
〔3〕・〔4〕 略	
〔2〕 略	
備考 表中の「」の記載は注記である。	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第六十九号

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）第二十八条第二項及び第三十五条の規定に基づき、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年七月十三日

総務大臣 武田 良太

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則（平成三十一年総務省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改	正	後	前
(法第二十八条第一項の私有林人工林の面積の算定)			
第一条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（以下「法」という。）第二十八条第一項に規定する各市町村の区域内に存する私有林人工林の面積（以下この条、次条、第四条及び附則第三条において「私有林人工林の面積」という。）は、農林業センサス規則（昭和四十四年農林省令第三十九号）により調査した令和二年二月一日現在における私有林かつ人工林の面積とす		改 正 前	
[新設]			